

「宮城県漁業調整規則の一部改正(案)」に関するパブリックコメントと宮城県の考え方

No.	御意見の内容(要旨)	宮城県の考え方
1	海洋環境の変化により、沿岸の漁船漁業者の経営が非常に厳しい状況となっているなか、近年増えているマダコは新たな設備投資をせずに漁獲できることから、期間制限を撤廃することについては賛成。	黒潮大蛇行など海洋環境の変化により近年マダコが本県沿岸で増加しており、アワビ等磯根資源への食害の影響も懸念されることから、資源状況に応じて適切に漁獲が行えるよう、規則による採捕禁止期間は廃止し、より効果的な資源管理方策へ移行したいと考えております。
2	現在の漁業は資源管理が非常に大切で、限られた資源を付加価値をつけて漁獲し、漁業所得を向上させるかが大事であるため、○○○g未満のマダコを採捕できないというサイズ制限を行うことについて賛成である。	マダコの成長と成熟に関するこれまでの知見から、資源保護においては、禁漁期の設定より、小型個体の保護のほうが効果が高いと考えられています。 また、マダコは寿命が約1年で成長が早いことから、サイズ制限により水揚げサイズが大きくなることで水揚金額の向上も期待できると考えています。
3	岸壁からのマダコ釣り及び遊漁船業者への周知に関しては宮城県が責任をもって対応していただきたい。	導入を検討している海区漁業調整委員会指示による採捕体重制限については、漁業者のみならず遊漁者も対象とすることを想定していることから、遊漁船業団体や釣具店等の協力も仰ぎながらチラシやポスターの掲示、県政だよりや県ホームページへの掲載などの手段により、周知に努めてまいります。
4	本県のアワビ漁獲量は低調に推移しており、近年、漁獲量が増加しているマダコによる食害の影響も懸念される。小型個体を保護しながら大型個体を適切に利用するのであれば、漁業者にとっても、磯根資源の維持増大を図る手法としても有効な措置であると考える。以上のことから、採捕体重の制限を踏まえ、マダコの禁止期間の解除に賛成する。	近年本県沿岸でマダコが増加し、アワビ等磯根資源への食害の影響が懸念されるなか、禁止期間が設定されていることで、マダコの増減に応じた管理ができない状況であることから、規則の改正によって適切な漁獲が行えるようにし、磯根資源全体のバランスの維持を図りたいと考えています。 また、海区漁業調整委員会指示による採捕体重制限措置の導入にあたっては、試験研究機関による調査結果などを踏まえ、資源の維持増大に大きい効果が期待できる措置を検討してまいります。